

子育て（教育）費負担問題と教育（修学）支援制度の整備・充実の課題

委員 小川 正人

はじめに—本報告の趣旨—

1. 今日の子育て費用とその負担過重の影響
 - (1) 子育て（教育）費の試算（出典：AIU 保険会社『現代子育て経済考』2005 年度版）
 - (2) 過重な子育て（教育）費用の影響（『第 13 回出生動向基本調査』2005 年 6 月）
2. 教育支援制度の概要と問題—教育扶助と就学援助を中心に
 - (1) 教育扶助制度
 - ①制度の問題
 - ②子育て世帯の母子世帯の実情
 - (2) 就学援助制度—制度の運用実態、問題と課題—
3. 経済的困窮家庭への教育支援の拡充とハンディ克服の学校教育活動充実の課題
 - (1) 経済的困窮家庭への教育支援拡充の課題
 - (2) ハンディキャップ克服に向けた学校教育活動充実の課題

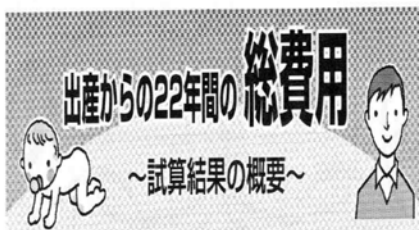
はじめに—本報告の趣旨—

家計における子育て（教育）費の重い負担が、少子化の一因になっているとともに、近年の経済状況と地方財政の悪化の中で、特に、経済的困窮家庭の児童生徒の修学機会が奪われたり学習支援の後退が著しく進行していることから、その問題状況を報告し改善にむけた政策課題を提案する。

- (1) 義務教育段階の教育支援の根幹ともいえる就学援助制度において、2005 年に国による就学援助補助金から準要保護世帯が除外されたことから準要保護世帯への就学援助費が全額市区町村の負担となり、受給基準の厳格化や給付対象費目の縮小などの他、市町村間の格差も大きくなっている。義務教育の機会均等を保障する要ともいえる就学援助が市区町村の財政力や事業の位置づけ方等により大きな格差を生みだしている現状は問題であり、国の財政支援と制度の整備・充実を図っていくことが喫緊に要請されている。
- (2) 高校段階の教育（修学）支援には、義務教育段階の就学援助制度のようなものは無く従来から未整備であった。教育（修学）支援制度の未整備もあり、特に近年の経済状況の悪化等でその問題が顕在化しているため高校段階の教育支援制度を喫緊に整備していくことが重要である。特に、高校生を抱える経済的困窮家庭に対しては、生活保護（生業手当として高校修学費の一部を支給）等も限定的であるため、生活保護受給世帯よりも緩やかな所得要件による教育（修学）支援（高校版就学援助）が必要である。
- (3) 国際学力調査結果（OECD・PISA 調査）や文部科学省全国学力調査結果でも、学力の上位と下位の格差拡大、親の学歴・職業と学力の相関関係、学力と就学援助受給率の相関関係などが認められている。経済的困窮家庭への教育（修学）支援とともに、学校においてそうした不利を克服する教育活動や個別・少人数指導、補習学習等の充実のために教職員定数の改善等が必要である。

1. 今日の子育て費用とその負担過重の影響

(1) 子育て費用の試算 (出典：AIU 保険会社『現代子育て経済考』2005 年度版)



AIUでは、1人の子供が誕生してから大学を卒業するまでの22年間に、子どもに関してかかる費用はどのくらいか? 各種の資料を分析し、概算費用を算出しました。算出方法は、子どもに関する費用を「基本的養育費」と「公立・私立別にみた教育費」に大別しました。

全体的には、前回調査(2001年)と比べ「基本的養育費」の割合は大差ないものの、「1か月のおこづかい額」の減少が見られました。「公立・私立別にみた教育費」では、私立中学校と公立高等学校が前回調査(2001年)と比較し30%を超えるアップ率という結果となりました。これは、私立中学校の場合は学校教育費とけいここと、公立高等学校の場合は学校教育費の負担が大きく影響していると考えられます。

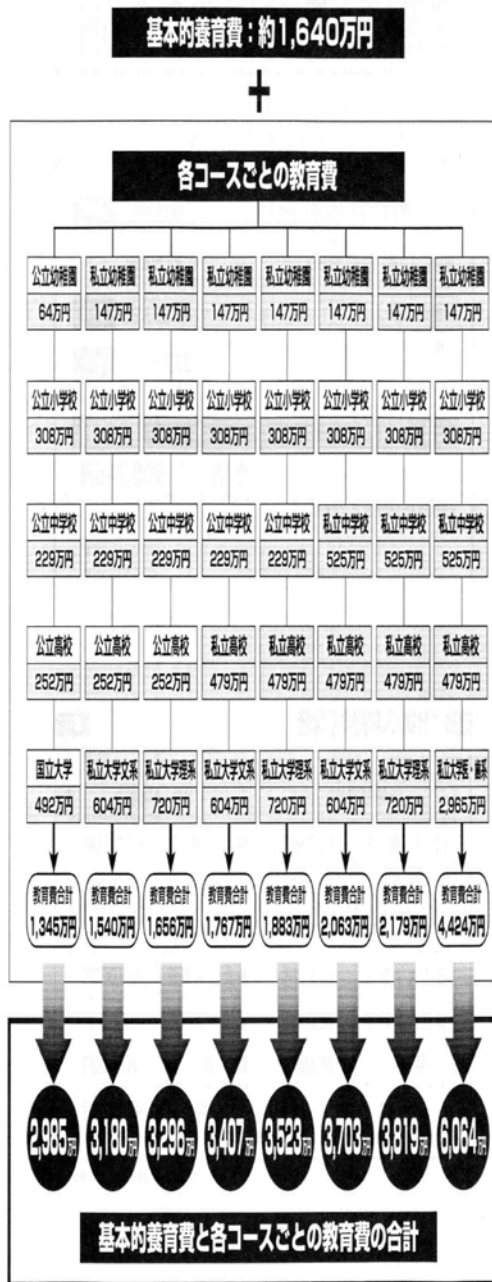
尚、参考資料として「学校教育費」、「学校給食費」、「文部科学省」、「補助学習費」その他は東京都の資料を引用しています。また、今回私立小学校の教育費は、私立小学校へ行く進学率が全国的にも低く、首都圏において5%弱ということから省かせていただきました。

最後に、今回の調査に際して、各官公庁及び諸団体、各企業から資料のご協力をいただきました。感謝申し上げます。

◆ 基本的養育費	
● 出生・育児費用	約91万円
● 22年間の食費	約671万円
● 22年間の衣料費	約141万円
● 22年間の保健医療・理美容費	約193万円
● 22年間のおこづかい額	約451万円
● 子どもの私的所有物代	約93万円
合計	約1,640万円

◆ 公立・私立別にみた教育費 (小学校は公立のみ)	
● 幼稚園2年間	公立 約64万円 私立 約147万円
● 小学校6年間	公立 約308万円
● 中学校3年間	公立 約229万円 私立 約525万円
● 高等学校3年間	公立 約252万円 私立 約479万円
● 大学4年間	国立 約492万円 私立文系 約604万円 私立理系 約720万円 私立医・歯系 約2,965万円

左ページに示した「基本的養育費」に「各コースごとの教育費」を加えた総額が、22年間の1人の子どもにかかる各総費用で、詳細が下記のチャート図になる。



(2) 過重な子育て費用の影響

○予定子ども数が理想子ども数を下回る理由

(出典：国立社会保障・人口問題研究所『第13回出生動向基本調査』2005年6月)

理想とする子どもの数を持たない理由(複数回答)

1位：「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」(全体65.9%)

<妻の年齢別>

25歳～29歳 83.5%

30歳～34歳 78.7%

35歳～39歳 75.0%

40歳～49歳 54.0%

2位：「高年齢で生むのはいやだから」(全体38.0%)

<妻の年齢別>

25歳～29歳 6.1%

30歳～34歳 18.2%

35歳～39歳 40.1%

40歳～49歳 49.2%

3位：「これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから」(全体21.6%)

<妻の年齢別>

25歳～29歳 20.0%

30歳～34歳 24.6%

35歳～39歳 26.5%

40歳～49歳 18.2%

4位：「自分の仕事(勤めや家業)に差し支えるから」(全体17.5%)

<妻の年齢別>

25歳～29歳 27.8%

30歳～34歳 21.9%

35歳～39歳 17.9%

40歳～49歳 14.3%

2. 教育支援制度の概要と問題—教育扶助と就学援助を中心に—

義務教育段階において、経済的困窮家庭の児童生徒に対する主な教育(修学)支援には、教育扶助と就学援助という制度がある(小川1996)。

○**教育扶助** 憲法第25条「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の保障を目的とした「生活保護法」に基づき、生活保護受給基準以下の生活困窮世帯(要保護世帯)で義務教育就学児童生徒のいる世帯に支給される。厚生労働省—福祉事務所の所管で、国の責任と基準により、教育扶助の現金支給が小学校2150円、中学校4180円(2007年度)の他、新入学準備、学用品、学校給食、

部活・校外活動、その他義務教育に伴う必要な費目は実費支給される。

○**就学援助** 生活保護世帯より困窮度が緩やかな世帯（準要保護世帯）を対象にした教育支援で、文部科学省－教育委員会の所管下で教育扶助に準じた費目が支給される。就学援助の事業主体・責任は各市区町村自治体であるため、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」という法律に基づき国からの一部補助はあるが、その支給対象の認定基準や支給費目の範囲・金額、申請手続き等は各市区町村自治体が独自に決めている。

（1）教育扶助制度

①制度の問題

教育扶助制度における第一の問題は、支給対象が義務教育段階に留められていること。戦後長い間、生活保護世帯からの高校進学が認められていなかったが、高校就学が世帯の自立助長に効果的という判断もあり 1970 年代に至ってようやく資金の自己調達を条件に生活保護世帯からの高校進学が認められた。しかし、生活保護費の支給費目には要保護世帯生徒の高校進学・就学費が措置されていないため、要保護世帯の高校進学・就学は容易なことではない。全国一般家庭の高校進学率は約 97%となっているが、要保護世帯では未だ 80%前後に留まり中途退学率も非常に高い状況にある。

要保護世帯の高校進学・就学問題を象徴する事件として「学資保険訴訟」が知られているが、本事件の判決は、福岡地裁（1995 年 3 月 14 日）、福岡高裁（1998 年 10 月 9 日）を経て、最高裁判決（2004 年 3 月 16 日）で結審した。最高裁判決は、「生活保護法は保護世帯に家計の合理的な運営を委ねており、保護費を一定期間内に使い切ることで要求していない」「最低限度の生活を維持しつつ、子弟の高校進学のための費用を蓄える努力をすることは、生活保護法の趣旨に反しない」等、保護費の用途に関し受給者の裁量を認めて保護費を預貯金に回すことは法の趣旨に反しないとする判断を示した。この判決を受け、生活保護制度見直しの審議を進めた厚生労働省の専門委員会報告（2004 年 12 月 14 日）は、生活保護世帯の高校進学を準備する預貯金を認めることや、「被保護世帯の子供が高校就学する場合、現状では、奨学金、就学のために恵与される金銭、その他その者の収入によって教育費を賄うことができる場合にのみ、就学しながら保護を受けることができる」という。しかし、高校進学率の一般的な高まり、『貧困の再生産』の防止の観点から見れば、子供を自立・就労させていくためには高校就学が有効な手段となっているものと考えられる。このため、生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである」と高校就学費用も生活保護制度で対応すべきことを提言した。こうした提言を受けて、2005 年度から交付税措置により生活保護で高校進学費の一部を生業扶助で支給することができるようになった。

第二の問題は、本来、生活保護は、「無差別平等」（生活保護法第 2 条）を原則とし要件を満たせば誰でも受給できるが、社会保障費の節減施策による厳しい申請審査の下で、日本では保護を必要とする者が適正に保護されているかを表す補足率が、欧米等に比して極めて低くなっているとも指摘されている（ある研究者の指摘によれば、日本の補足率は 7.2%、英国は 70%、また、全世帯に占める生活保護受給率が、米国 6%、独 5%、に対して日本は 0.89%—1989 年現在の数値。河合 1994）。

第三の問題は、生活保護で支給される扶助額が実態に見合わず低額であることである。2004 年度

の要保護世帯に対する生活扶助基準額が 16 万 2170 円となっているが、その額は標準世帯消費支出額 32 万 6447 円の 49.7%である（社会保障・人口問題研究所『生活保護』に関する公的統計データ一覧）。義務教育段階から子どもの通塾が一般化し、前述のように一般家庭でも教育費の高負担に苦慮している今日、要保護世帯は児童生徒に支給される教育扶助以外に教育費を捻出するには多大な「犠牲」を強いられており、教育扶助の給付対象費目と金額の拡充が必要である。

②子育て世帯の母子世帯の実情

経済的困窮世帯に最低限の生活保障をする国の社会保障制度の中心的なしくみである生活保護の受給世帯（要保護世帯）数は、1995 年の約 60 万世帯から 2005 年に初めて 100 万世帯を超え、2008 年度には約 116 万世帯に至っている。しかし、子どもを抱える母子世帯等は、生活保護のセーフティネットの恩恵に与っているわけではないのが実態である。

手取り世帯収入を世帯人数で調整しその中央値の 50%ラインを貧困線とした場合に、その貧困線以下の貧困率が最も高いのが母子世帯であることが指摘されている（阿部 2008。阿部氏は、単身母親が経済的困窮を避けるために親などと同居することも多く（三世代世帯）、これらを含めると母子世帯の属する子どもの割合はこの数値に 1.5 倍程度多くなると推定している。57 頁）。

表：子どもの属する家族構成と貧困率

	構成比 (%)	貧困率 (%)
両親と子のみ世帯	63.2	11
三世代世帯	28.5	11
母子世帯*(1)	4.1	66
父子世帯*(1)	0.6	19
高齢者世帯		
その他の世帯	3.4	29

（阿部彩『子どもの貧困』岩波新書 56 頁）

2006 年度の母子世帯数は 150 万 5 千世帯となっているが、母子世帯の年間収入は平均 213 万円で全世帯平均年収 563 万 8 千円の 37.8%に過ぎない。それでも母子世帯の生活保護受給世帯は 14 万 5 千世帯（全母子世帯に占める受給世帯率 9.6%）に留まっている（厚生労働省「全国母子世帯等調査（平成 18 年度）」）。母子世帯で生活保護受給世帯が少ない理由は、生活保護受給の資格として、財産等が一ヶ月の生活費の半分以下、頼れる親・親戚がいない、稼働能力が無いこと等を要件としているため、子育ての勤労世代の世帯には生活保護の受給は難しいことにある（阿部 2008）。母子世帯に対して、生活保護に代わる施策としては児童扶養手当があり（父親と生計を共にしない 18 歳未満の子どもを養育し所得制限を下回る母子世帯を対象）、現在、母子世帯の約 7 割の 99 万人が受給しているが、給付額（最高月額 4 万 1720 円—2008 年度、2 人目はこれに月 5000 円、3 人目は 3000 円の加算）や受給所得制限（満額手当での受給所得制限＝年収 130 万円）等で問題も指摘されている。

子育て世代の経済困窮家庭にとっては、生活保護の受給が厳しく制限され、それに代わる児童扶養手当もそれに準じて厳しい受給制約と給付額であることから、子どもの教育費捻出は極めて困難

であるのが実態である。特に、高校就学生徒を抱える経済的困窮家庭に対しては、義務教育段階のような就学援助もなく生活保護受給も限定され児童扶養手当も教育費をカバーできるものではないため、これまでの授業料減免や貸与制奨学金事業の一層の拡充を図るとともに、新たに生活保護受給世帯よりも緩やかな所得要件による給付的教育支援（高校版就学援助）のしくみが必要である。

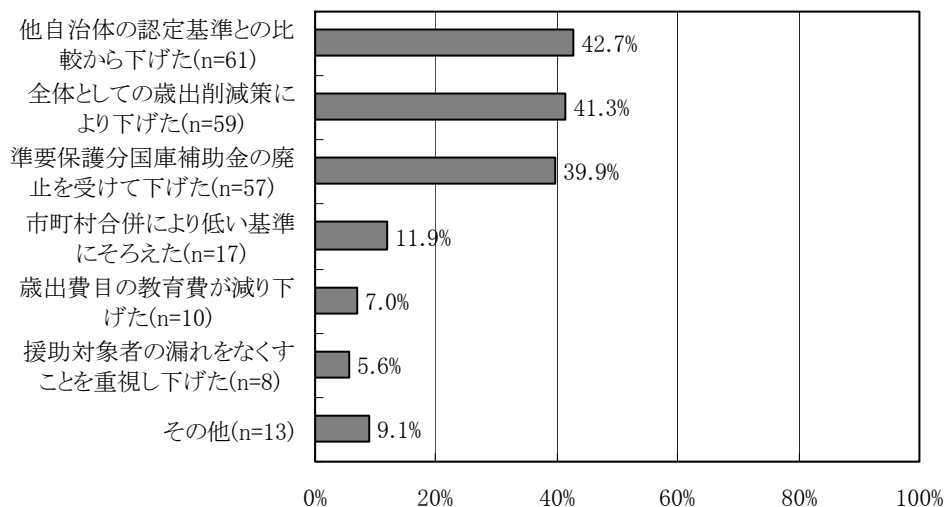
（２）就学援助制度—制度の運用実態、問題と課題—

就学援助制度の問題としては、第一に2005年に国の就学援助事業補助金から準要保護が除外されたことから準要保護への就学援助費が全額市区町村自治体の負担となったことである。その結果、第二に市区町村自治体間で財政力や就学援助事業の位置づけ方等によって就学援助受給基準や援助費目等のうえで格差が拡大する傾向にあることである。文部科学省の2004年度調査では就学援助受給児童生徒数は全国で134万人（因みに1995年度は年77万人）、全児童生徒数にしめる比率（受給率）は12.8%となっている。しかし、就学援助受給基準でみると、全国平均が生活保護受給基準比率の1.3倍となっているが、下は1倍から上は1.8倍と倍近い開きがあり、また、全児童生徒数比率（受給率）でも大阪府27.9%、東京都24.8%、山口県23.2%、北海道19%、高知県18%、福岡県17%の順で高く、下位の静岡の約4%と非常に大きな差がある。就学援助受給基準の差は自治体間の財政力に起因していることが想定されるが、受給率の差は一概に財政力の差とはいえ経済的困窮世帯の多さや自治体の就学援助事業に対する取り組み意欲・姿勢なども要因になっているように思われる。義務教育の機会均等を保障する要ともいえる就学援助が市区町村自治体の財政力や事業の位置づけ方等により大きな格差を生みだしている現状は問題であり、国の責任で整備・充実していくことが喫緊に要請されている。

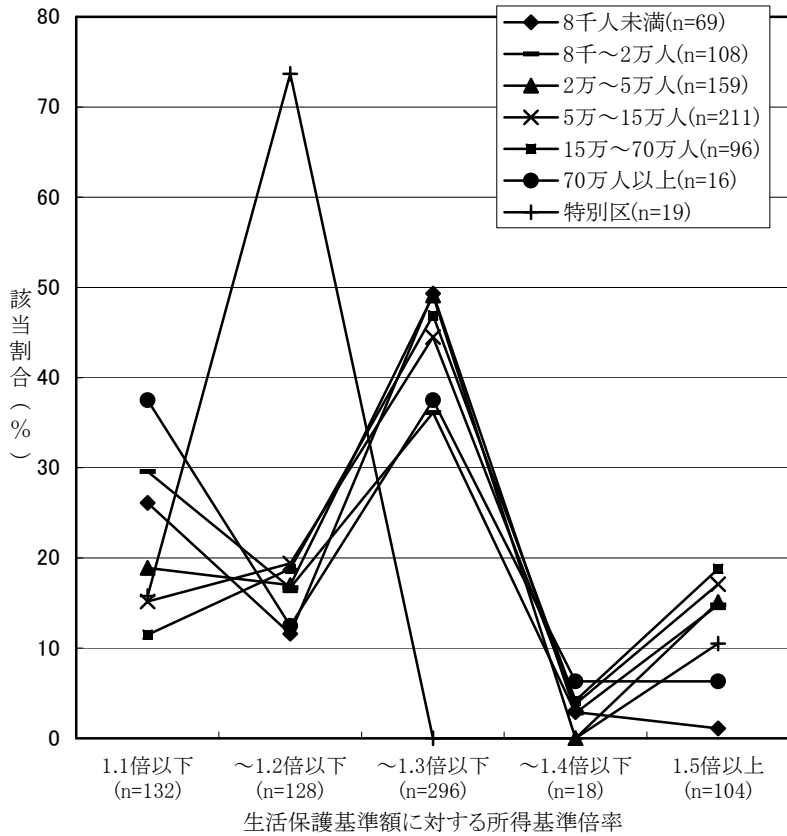
【就学援助の運用実態と現行制度への評価】

（東大・小川研究室による2007年度全国自治体アンケート調査結果、調査実施時期2007年8月、1827市区町村中、回答1108市区町村60.6%）

11. 準要保護認定基準を下げた自治体の要因別割合 <2004年・2007年比較> 【回答自治体数 143】(複数回答)



20.生活保護基準額に対する所得基準額倍率の状況
 <2007年前期>(自治体規模別割合)【回答自治体数 678】



○就学援助制度に係る「財源措置のあり方」について

<18>就学援助制度に係る、「財源措置の望ましい方法」をどのようにお考えになりますか。

【有効回答自治体数-1052】

	回答数	該当率
全額国庫負担の制度にすべきである	343	32.6%
現行制度でよいが、何らかの財源担保の制度が必要である	290	27.6%
2004年度以前通りの国庫補助制度が必要である	286	27.2%
2004年度以前通りの国庫補助であっても、援助率想定をなくすべきである	65	6.2%
現行制度でよい	61	5.8%
その他	24	2.3%
計	1069	

3. 経済的困窮家庭への教育支援の拡充とハンディ克服の学校教育活動充実の課題

(1) 経済的困窮家庭への教育支援拡充の課題

- ①義務教育段階における就学援助制度については、2005年に国による就学援助事業への補助金から準要保護が除外されたことから準要保護への就学援助費が全額市区町村自治体の負担となり、自治体の財政力や就学援助事業の位置づけ方等で就学援助の受給基準や事業内容等で大きな格差が生じてきている。義務教育の機会均等を保障する要ともいえる就学援助が市区町村自治体の財政力や事業の位置づけ方等により大きな格差を生みだしている現状は問題であり、国の財政支援と就学援助制度を更に整備・充実していくことが喫緊に要請されている。
- ②高校段階の教育支援は、義務教育と高等教育の教育支援に比較して従来から未整備であった。高校進学が「準義務化」している中、近年の経済状況の悪化等により、その問題がより顕在化しており高校段階の教育支援制度を喫緊に整備していくことが重要である。特に、高校就学生徒を抱える経済的困窮家庭に対しては、義務教育段階のような就学援助もなく生活保護受給も限定的で児童扶養手当も教育費をカバーできるものではないため、生活保護受給世帯よりも緩やかな所得要件の給付的教育（修学）支援のしくみ（高校版就学援助）が必要である。

(2) ハンディキャップ克服に向けた学校教育活動充実の課題

①国際学力調査結果（OECDのPISA調査）の示唆

日本：学力上位層と学力下位層の格差拡大、下位層の増加
親の学歴・職業と学力の相関関係が一貫して強まっていることが認められる（荻谷2008）

②文部科学省全国学力調査結果の示唆

学力テストの得点と就学援助受給率の相関関係が認められる一方、就学援助受給率の高い学校でも少人数指導等の丁寧な学習指導により学力の向上や学習意欲が高い等の相関関係も認められる（文部科学省2008）。

以上のような学力調査結果を踏まえるならば、学校の教育活動、学習指導の中で、学力底辺・下位層の児童生徒に対する学習指導が極めて重要

⇔学力・個に応じた学習指導、放課後・土曜の補習指導、等

しかし、近年の学校をめぐる状況（教員の多忙化、新教育課程における授業時数の増大等の新しい課題の要請、等）は、そうした取り組みを困難にしている。2009年度からの移行措置を経て完全実施される新教育課程を、そうした取り組みをも含み込んでねらい通りに実践していくためには、必要な教職員定数の改善が確保されていくことが重要である。

○全国連合小学校長会教育課程委員会「教育課程の改善の方向に関する調査」(2008年7-8月)

【問い】「(新教育課程における) 授業時数増加の方策に伴い、あなたの学校では、どのような課題が考えられますか」。(3つ以内を選択)

選択肢

- | | |
|--|-------|
| 1位：教員の多忙感が課題となっている今、さらに授業時数の増加による教員の負担感が増大する可能性があり、人的措置が不可欠である | 80.0% |
| 2位：授業時数の増加だけでなく、授業内容の充実、教員の資質向上、児童の学習意欲の向上にも併せて取り組む必要がある | 79.6% |
| 3位：児童の負担が増え、授業や児童の学校生活全般が忙しくなり、学校にゆとりがなくなる | 73.2% |
| 4位：土曜授業や夏休みの活用などは、児童の登下校の安全、児童の地域行事への参加等を含めて、保護者や地域社会との合意形成や条件整備が必要である | 12.3% |
| 5位：「学校週5日制」を基本としつつ、教員に対し土曜に勤務を命ずることによる「振替」や勤務時間の割り振りなどの設定が学校事情によって難しい | 5.2% |

おわりに

日本の教育予算の対GDP(国民総生産)比率は先進国中最低ランクに位置している(特に、家計への私的負担が重いのが就学前教育と高等教育である)。その点について、財務省は、公教育費の対GDP比率が低い理由は、日本がOECD諸国中最も児童生徒数が少ないことや日本の国民負担率が先進国中最低レベルであることを考えれば当然であると反論している。その上で、日本では教育の私的負担が高いというが、「教育支出を税(公的負担)で賄うか授業料(私費負担)で賄うかの国民負担の在り方の選択の問題であり、私費負担の多寡だけを論じることは適切ではない」と主張している(財務省2008)。しかし、私費=家計負担に大きく依存してきた日本の教育費負担のしくみが少子化を促し教育の階層間格差や「貧困の再生産」を生み出し、若者の再チャレンジの機会を狭めて教育のみならず社会全体を劣化させてきている現状を直視する時機にきているように思われる。

私費=家計負担に大きく依存してきた旧来の教育費負担構造を、公費に組み替えて(税財政改革)、子どもの教育を社会全体で担う制度構築に取り組むことが求められている。また、近年の経済状況と地方財政の悪化に起因する教育格差の是正と教育の機会均等の回復を図るためには、一人ひとりの子どもの学習・教育の十全な保障に直結する教育費財源を、地方の財政・経済状況に依存する一般財源ではなく国の直接的負担により優先的財源として確保していくことが不可欠となっている。経済状況の悪化等による教育安心社会の構築に向けた今次の補正予算、緊急課題の取り組みを一過性の終わらせずに制度として定着させていく意味でも、前述の義務教育段階の就学援助制度に対する国の財政支援や制度の整備・拡充、高校版就学援助の整備等は国の責任による国庫負担で措置していくことが重要である。

【参考文献・資料】

- 阿部彩（2008）『子どもの貧困』（岩波書店）
小川正人編（1996）『教育財政の政策と法制度』（デイデル研究所）
荻谷剛彦（2008）『教育再生の迷走』（筑摩書房）
河合幸尾（1994）『「豊かさのなかの貧困」と公的扶助』法律文化社
国立社会保障・人口問題研究所（2005）『第13回出生動向基本調査』
財務省（2008）『教育予算をめぐる論議について—一事実に基づいた教育政策のために—』
（平成20年5月）
文部科学省・国立教育政策研究所（2008）『全国学力・学習状況調査 調査結果概要』

参考資料:全国自治体アンケート調査の自由記述欄から

就学援助制度についての自由記述

・S市（北海道）

就学援助制度は必要不可欠な制度であるにもかかわらず、国庫補助のあった時から、その補助率の低さから市町村の負担が重く（現在は市町村の一般財源）、財政を圧迫しています。仕方がないことですが、困窮を極めている地方の弱小自治体は就学援助の見直しに躍起になっており、国の方針からは逆行しています。何人も等しく就学の機会を与えるのは国の責務であり、その根幹の制度である就学援助制度は国の責任のもとで行うべきです。

・E市（北海道）

援助金の廃止に加え、就学援助受給率も上昇傾向にあるため、市の財政的には非常に厳しい状況にあり、認定基準の引き下げも検討しなければならないところである。

しかし、単純な認定基準の引き下げを行っても、受給率を大幅に下げる要因にはならないうえ、本来受給されるべき生活困窮世帯に援助が行われず、この制度の目的を達成できなくことも懸念されるため、判断は難しいところである。

本来は、申請者の個々の生活状況もよく把握した上で審査を行っていくべきであるが、プライバシー等の問題もあり、生活状況の把握がしにくくなってきていることも、今後の課題である。

・N町（青森県）

準要保護が補助金から地方交付税として一般財源化がなされたので、財政状況の非常に厳しい当町では、国基準の就学援助額を支給する事は、今後出来ないのではないかと思う。

確実な就学援助費への財源が切に希望する。

・H市（岩手県）

準要保護の国庫補助復活を希望する。

・H市（宮城県）

義務教育にかかる援助制度ならば、性質上全国一律の認定基準・支給基準を設け実施すべきなのでは？

・A市（福島県）

本市のような地方都市においては、景気回復、雇用改善が進まないことや母子家庭の増加等が原因で、生活保護をはじめとする扶助者は増加傾向が続いており、就学援助費も同様である。

このことが地方自治体の財政事情が厳しい中、大きな負担となっており、市民サービス全体に及

ぼす影響も大きい。

・T町（茨城県）

認定基準を生活保護の1.3倍～1.4倍にしている市町村もあると聞いているが、生活保護の算定基準が複雑すぎて、もう少し簡単になっているものがあれば、頂きたい。

・T市（栃木県）

認定基準について国が示したものは相当古すぎて、時代にそぐわなくなってきたと感じる。その上、準要保護への国庫補助金が打ち切りになったことで、国の関与が少なくなっている。明確な基準を設けていない自治体は、みな対応に苦慮していると思う。基準について国が見直し、ある程度指針を示してくれたらもっとやり易いのではないかと感じる。

・S市（栃木県）

交付税等削減の中で、自主財源の乏しい市町村は、当然のごとく十分な援助を行うだけの財源を確保することが困難となりつつあります。援助に際して基準を厳しくしたり、積極的に周知を行わないのもいたしかたのない方向となっています。

・M町（群馬県）

独自の認定基準はとくになし。受給希望者は増加の傾向にある中で、制度だけを自治体に残し、補助をカットするのは無責任という他言いようがない。

・T町（群馬県）

国からの補助を強く望みます。

・F市（埼玉県）

一般財源化することは、地方財政を圧迫する要因になることは必至。扶助費である以上、国の補助（1/2～1/4程度）は当然のことと考える。生活困窮者は増加する一方、財源不足では、制度維持すらできなくなるのは、最終的には市民サービスの低下に影響する。

・T町（埼玉県）

国庫補助がなくなったことで就学援助費の認定基準が市町村によって異なるところもあり、近年では複雑な事例も多く判断が難しい。

・Y町（埼玉県）

義務教育と均一の教育を目標として考えているのであれば、国はこの制度を全国で統一化して国の財源で対処すべきであるものと考えております。

・K市（千葉県）

準要保護児童生徒の援助費は、全て市の負担となっているが、国でも負担して欲しい。

・N市（長野県）

離婚が原因の母子家庭の増加の一方、両親健康不安・リストラ・うつ病など社会情勢の不安定さが、援助対象児童生徒の増加につながっているケースが目立つ。また、両親が家出し、祖父母が面倒を看ているなど、複雑な家庭がこんな地方でも増えている。

所得制限の緩和をしたところで、対象児童生徒の減少は望めない。なぜなら圧倒的に所得が少ない（0や年収100～200万円がほとんどである。）所得制限で否認定になるのは申請者の2%程度。格差社会といわれるが、地方でも着実にひろがり、親（祖父母）がかりの子育てを余儀なくされているケースが多くなると思われる。

・M市（長崎県）

市の財政が厳しい中、地域格差が広がり、保護者の経済状況も苦しく、少子化対策の一環として、

義務教育に対して国の施策が必要と感じます。

・K町（宮崎県）

平成16年度までは、就学援助事務所取扱要領の対象者の認定条件の一つとして、児童扶養手当受給者はすべて認定していた。しかし、平成17年度からはその認定条件を削除し、児童扶養手当受給者でも、準要保護者の所得基準の生活保護所得基準に1.2倍を超える場合は、認定していない。

・H町（宮崎県）

平成17年度からは、要保護のみの補助金対象となり、小さな町村では、殆ど町費負担となっているので厳しいものがあります。